

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく 指定介護機関の手引

(目次)

1	生活保護法等指定介護機関指定申請及び届出事項の手続き	1
2	指定介護機関の指定基準	10
3	指定介護機関介護担当規程	11
4	指定介護機関の介護の方針及び介護の報酬	12
5	生活保護法等指定介護機関の指導及び検査	13
6	介護扶助事務の流れ	14
7	介護券について	15
8	県内福祉事務所（提出先）一覧	19

群馬県健康福祉部福祉局地域福祉課

1 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく介護機関指定申請及び届出事項の手続き

下記のような変更が生じた場合は、所在地を管轄する福祉事務所を経由して、又はインターネット「Logo フォーム」（ただし、前橋市及び高崎市に所在地を有する場合を除く）により知事に届出書を提出してください。

各届出書用紙は、本書の様式をコピーして使用していただくほか、群馬県ホームページからダウンロードすることもできます（<http://www.pref.gunma.jp/02/d0110213.html>）。

提出書類	申請・届け出をすべき理由	介護保険法指定日		ページ
		～H26. 6. 30	H26. 7. 1～	
指定申請書 (様式1)	1 指定介護機関の指定を受けようとするとき。 2 介護サービスを追加するとき。	○	× (みなし指定のため不要)	2
辞 退 届 (様式2)	生活保護法等の指定を辞退するとき。 ※30日以上の予告期間が必要	○		6
申 出 書 (様式3)	介護保険法の指定による生活保護法のみなし指定を不要とするとき。 ※30日以上前に提出	×	○	8

※ 指定申請書を提出する際は、必ず「誓約書」（4～5ページ）を添付すること。

注：上記の各申請・届出は、生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立に関する法律の双方を兼ねています。生活保護法により指定された介護機関は、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立に関する法律においても指定があったものとみなします。

様式1

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律 指定介護機関指定申請書

生活保護法第54条の2第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項の規定に基づき、次のとおり指定を申請します。

事業所名称		(フリガナ)							
所在地		〒							
		TEL ()			FAX ()				
開設者	氏名	(フリガナ)				生年月日			
	住所	〒							
管理者	氏名	(フリガナ)				生年月日			
	住所	〒							
介護保険事業者番号	1	0					介護保険指定日		
医療機関コード等							医療機関等指定日		
実施する事業の種類 (要介護者対象)		指定申請	被保護者 利用開始 年月日	生活保護 既指定 年月日	実施する事業の種類 (要介護者対象)		指定申請	被保護者 利用開始 年月日	生活保護 既指定 年月日
居 宅 介 護	訪問介護				介 護 予 防	介護予防訪問介護			
	訪問入浴介護					介護予防訪問入浴介護			
	訪問看護					介護予防訪問看護			
	訪問リハビリテーション					介護予防訪問リハビリテーション			
	居宅療養管理指導					介護予防居宅療養管理指導			
	通所介護					介護予防通所介護			
	通所リハビリテーション					介護予防通所リハビリテーション			
	短期入所生活介護※1					介護予防短期入所生活介護※1			
	短期入所療養介護※1					介護予防短期入所療養介護※1			
	特定施設入居者生活介護※2					介護予防特定施設入居者生活介護※2			
	福祉用具貸与					介護予防福祉用具貸与			
	夜間対応型訪問介護								
	認知症対応型通所介護					介護予防認知症対応型通所介護			
	小規模多機能型居宅介護					介護予防小規模多機能型居宅介護			
	認知症対応型共同生活介護※2					介護予防認知症対応型共同生活介護※2			
地域密着型特定施設入居者生活介護※2									
定期巡回・随時対応型訪問介護看護									
複合型サービス									
特定福祉用具販売				特定介護予防福祉用具販売					
居宅介護支援事業				地域包括支援センター					
施 設 介 護	地域密着型介護老人福祉施設				生活保護等受給者が利用した場合のサービス費用基準額以外に必要な利用料の額 ※1居室の種類 _____ 居住費・滞在費 _____ 円/日 食 費 _____ 円/日 ※2居住費(賃料) _____ 円/月				
	介護老人福祉施設								
	介護老人保健施設※1								
	介護療養型医療施設※1								
通常のサービス実施の地域									

年 月 日 住所 (開設者が法人の場合は主たる事務所所在地)
 〒
 群馬県知事様 申請者(開設者)
 氏名 (開設者が法人の場合は法人名称、代表者の職・氏名)

■注意事項

- 1 この書類は、所在地を管轄する福祉事務所を経由して、又はインターネット「ぐんま電子申請受付システム」（ただし、前橋市及び高崎市に所在地を有する場合を除く）により提出して下さい。
- 2 貴機関等が指定された場合には、告示するほか、指定通知書により通知します。
- 3 指定申請書を提出する際は、必ず様式1別紙「誓約書」を添付すること。

■記載事項

- 1 同一の「介護保険事業者番号」ごとに、1枚の申請書を使用して下さい。
- 2 「事業所名称」欄は、略称等を用いることなく、介護保険法による開設許可又は指定を受けた正式な名称を用いて記載して下さい。
- 3 「管理者氏名」欄は、介護保険法等の規定に基づき配置した管理者の氏名を記載して下さい。
- 4 「介護保険事業者番号」欄は、現在介護保険法による指定申請中の場合、「申請中」と記載して下さい。
- 5 「医療機関コード等」欄は、医療機関コード、訪問看護ステーション等コード又は薬局コードを記載して下さい。また、複数のコードを有する場合には、そのすべてを記載して下さい。
- 6 「指定申請」欄は、今回申請する事業について、該当する欄にすべて「○」を記載して下さい。
- 7 「生活保護既指定年月日」欄は、すでに本法による指定を受けている事業等につき、その指定を受けた年月日を記載して下さい。
- 8 「サービス費用基準額以外に必要な利用料の額」欄は、※1及び※2の事業について、介護保険給付の対象となるサービス費用基準額以外に必要な利用料の額を記載してください。
また、「居室の種類」については、ユニット型個室・ユニット型準個室・従来型個室・多床室等、居室の種類を記載して下さい。
- 9 「申請者（開設者）」には、法人名とともにその代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記載して下さい。

生活保護法第 54 条の 2 第 4 項において準用する同法 49 条の 2 第 2 項第 2 号から第 9 号までに該当しない旨の誓約書

群馬県知事様

年 月 日

下欄に掲げる生活保護法第 54 条の 2 第 4 項において準用する同法第 49 条の 2 第 2 項第 2 号から第 9 号までの規定に該当しないことを誓約します。

住所（所在地）

氏 名

（誓約項目）

生活保護法第 54 条の 2 第 4 項において準用する同法第 49 条の 2 第 2 項第 2 号から第 9 号までの規定関係

1 第 2 項第 2 号関係

開設者が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であること。

2 第 2 項第 3 号関係

開設者が、生活保護法その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるものの規定（※）により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であること。

※ その他国民の保険医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるものの規定

- 1 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）
- 2 あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律（昭和 22 年法律第 217 号）
- 3 栄養士法（昭和 22 年法律第 245 号）
- 4 医師法（昭和 23 年法律第 201 号）
- 5 歯科医師法（昭和 23 年法律第 202 号）
- 6 保健師助産師看護師法（昭和 23 年法律第 203 号）
- 7 歯科衛生士法（昭和 23 年法律第 204 号）
- 8 医療法（昭和 23 年法律第 205 号）
- 9 身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）
- 10 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号）
- 11 社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）
- 12 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和 35 年法律第 145 号）
- 13 薬剤師法（昭和 35 年法律第 146 号）
- 14 老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）
- 15 理学療法士及び作業療法士法（昭和 40 年法律第 137 号）
- 16 柔道整復師法（昭和 45 年法律第 19 号）
- 17 社会福祉士及び介護福祉士法（昭和 62 年法律第 30 号）
- 18 義肢装具士法（昭和 62 年法律第 61 号）
- 19 介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）
- 20 精神保健福祉士法（平成 9 年法律第 131 号）
- 21 言語聴覚士法（平成 9 年法律第 132 号）
- 22 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）
- 23 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成 17 年法律第 124 号）
- 24 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号）
- 25 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成 23 年法律第 79 号）
- 26 子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）
- 27 再生医療等の安全性の確保等に関する法律（平成 25 年法律第 85 号）

28 難病の患者に対する医療等に関する法律（平成 26 年法律第 50 号）

3 第 2 項第 4 号関係

都道府県知事が当該指定の取消しの処分理由となった事実その他当該事実に関して開設者が有していた責任の程度を確認した結果、開設者が当該指定の取消しの理由となった事実について組織的に関与していると認められない場合を除き、開設者が、生活保護法の規定により指定介護機関の指定を取り消され、その取消しの日から起算して 5 年を経過しない者であること（取消しの処分に係る行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）第 15 条の規定による通知があった日前 60 日以内に当該指定を取り消された介護機関等の管理者であった者が当該取消しの日から起算して 5 年を経過しないものを含む。）。

4 第 2 項第 5 号関係

開設者が、生活保護法の規定による指定の取消しの処分に係る行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）第 15 条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に第 51 条第 1 項の規定による指定の辞退の申出をした者（当該指定の辞退について相当の理由がある者を除く。）で、当該申出の日から起算して 5 年を経過しないものであること。

5 第 2 項第 6 号関係

開設者が、生活保護法の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日（当該検査の結果に基づき生活保護法の規定による指定の取消しの処分に係る聴聞を行うか否かの決定をすることが見込まれる日として都道府県知事が当該開設者に当該検査が行われた日から 10 日以内に、検査日から起算して 60 日以内の特定の日を通知した場合における当該特定の日をいう。）までの間に生活保護法の規定による指定の辞退の申出をした者（当該指定の辞退について相当の理由がある者を除く。）で、当該申出の日から起算して 5 年を経過しないものであること。

6 第 2 項第 7 号関係

第 5 号に規定する期間内に生活保護法の規定による指定の辞退の申出があつた場合において、開設者（当該指定の辞退について相当の理由がある者を除く。）が、同号の通知の日前 60 日以内に当該申出に係る介護機関等の管理者であった者で、当該申出の日から起算して 5 年を経過しないものであること。

7 第 2 項第 8 号関係

開設者が、指定の申請前 5 年以内に被保護者の介護に関し不正又は著しく不当な行為をしたものであること。

8 第 2 項第 9 号関係

当該申請に係る介護機関等の管理者が第 2 号から前号までのいずれかに該当すること。

※ _____部分については、生活保護法第 5 4 条の 2 第 4 項に基づき読み替えたもの。

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した
中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく
指定介護機関 指定辞退届出書

次のとおり生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定介護機関の指定を辞退します。

指 定 介 護 機 関	介護保険事業者番号	
	名 称	電話 ()
	事業の種類	
	所在地	〒
辞 退 年 月 日		年 月 日
利 用 者 等 へ の 対 応		

年 月 日

群馬県知事様

届出者 住 所 (〒)
(開設者) 名 称

(裏 面)

■注意事項

- 1 この書類は、所在地を管轄する福祉事務所を経由して、又はインターネット「ぐんま電子申請受付システム」（ただし、前橋市及び高崎市に所在地を有する場合を除く）により提出してください。
- 2 この書類は、指定を辞退しようとする日の30日前までに提出してください。

■記載事項

- 1 指定を受けている施設又は事業所ごとに記載してください。
- 2 指定介護機関の「名称」は、略称等を用いることなく、介護保険法により許可若しくは指定を受け、又は届け出た正式な名称を記載してください。
- 3 「利用者等の状況」は、既に行った措置及び今後予定している措置を記載してください。
- 4 「届出者（開設者）」には、法人名とともにその代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記載してください。

申 出 書

生活保護法第54条の2第2項ただし書の規定に基づき、生活保護法第54条の2第2項に係る指定介護機関としての指定を不要とする旨申し出ます。

1 介護機関の名称及び所在地

名 称

所在地

2 介護機関の開設者及び所在地

・ 開設者の氏名及び住所

※開設者が法人の場合には、法人名代表者名及び主たる事務所の所在地を記載してください。

氏名

住所

・ 管理者の氏名及び住所

氏名

住所

3 当該申出に係る施設又は事業所において行う事業の種類

事業の種類

年 月 日

群馬県知事様

届出者（開設者） 住 所（〒 — ）
氏 名

(裏 面)

■注意事項

- 1 この書類は、所在地を管轄する福祉事務所を経由して、又はインターネット「ぐんま電子申請受付システム」（ただし、前橋市及び高崎市に所在地を有する場合を除く）により提出してください。
- 2 この書類は、指定を不要とする日の30日前までに提出してください。
- 3 生活保護法の指定を不要とした場合には、生活保護を受けている方に対する介護サービスを行うことが出来なくなりますので、十分ご注意下さい。

■記載事項

- 1 指定を受ける施設又は事業所ごとに記載してください。
- 2 指定介護機関の「名称」は、略称等を用いることなく、介護保険法により許可若しくは指定を受け、又は届け出た正式な名称を記載してください。
- 3 「届出者（開設者）」には、法人名とともにその代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記載してください。

2 指定介護機関の指定基準

(1) 平成 26 年 7 月 1 日以降に介護保険法の指定を受けた事業者

①介護保険法による指定介護機関の指定又は開設許可がなされた場合には、生活保護法の指定介護機関としての指定を受けたものとみなされる。

②生活保護法の指定を不要とする場合は、別段申出書の提出が必要。

(2) 平成 26 年 6 月 30 日以前に介護保険法の指定を受けた事業者

① 生活保護法等による介護扶助及び介護支援給付（以下「介護扶助等」という。）のための居宅介護等若しくは居宅介護支援計画等の作成、福祉用具若しくは介護保険予防福祉用具の給付又は施設介護を担当する機関は、申請のあったもののうち、介護保険法第 41 条第 1 項本文、第 42 項の 2 第 1 項、第 46 条第 1 項、第 48 条第 1 項第 3 号、第 53 条第 1 項本文、第 54 条の 2 第 1 項本文若しくは第 58 条第 1 項の規定による指定又は同法第 94 条第 1 項の規定による許可を受けているものであって、介護扶助のための介護について理解を有していると認められるものについて指定する。

②「指定介護機関担当規程」及び「指定介護機関の介護の方針及び介護の報酬」に従って、適切に介護サービスを提供できると認められることを条件として指定を行う。

③法による指定取り消しを受けた介護機関にあつては、原則として、指定の取り消しの日から 5 年以上経過したものであること。ただし、法による指定取消と同一の事由により介護保険法による指定又は開設の許可が取り消された場合であつて、当該事由が解消されたとして再度介護保険法による指定又は開設の許可がなされたときは、この限りでない。

3 指定介護機関介護担当規程

平成 12 年 3 月 31 日 厚生省告示第 191 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 54 条の 2 第 4 項において準用する同法第 50 条第 1 項の規定により、指定介護機関介護担当規定を次のように定め、平成 12 年 4 月 1 日から適用する。

（指定介護機関の義務）

第 1 条 指定介護機関は、生活保護法に定めるところによるほか、この規定の定めるところにより、介護を必要とする被保護者（以下「要介護者」）の介護を担当しなければならない。

（提供義務）

第 2 条 指定介護機関は、保護の実施機関から要介護者の介護の委託を受けたときは、当該要介護者に対する介護サービスの提供を正当な事由がなく拒んではならない。

（介護券）

第 3 条 指定介護機関は、要介護者に対し介護サービスを提供するにあたっては、当該要介護者について発給された介護券が有効であることを確かめなければならない。

（援助）

第 4 条 指定介護機関は、要介護者に対し自ら適切な介護サービスを提供することが困難であると認めるときは、速やかに、要介護者が所定の手続きをすることができるよう当該要介護者に対し必要な援助を与えなければならない。

（証明書等の交付）

第 5 条 指定介護機関は、その介護サービスの提供中の要介護者及び保護の実地機関から生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）による保護につき、必要な証明書又は意見書等の交付を求められたときは、無償でこれを交付しなければならない。

（介護記録）

第 6 条 指定介護機関は、要介護者に関する介護記録に、介護保険の例によって介護サービスの提供に関し必要な事項を記載し、これを他の介護記録と区別して整備しなければならない。

（帳簿）

第 7 条 指定介護機関は、介護サービスの提供及び介護の報酬の請求に関する帳簿及び書類を完結の日から 5 年間保存しなければならない。

（通知）

第 8 条 指定介護機関は、要介護者について次のいずれかに該当する事実のあることを知った場合には、速やかに、意見を付して介護券を発給した保護の実地機関に通知しなければならない。

- 1 要介護者が正当な理由なくして、介護サービスの提供に関する指導に従わないとき。
- 2 要介護者が詐欺その他不正な手段により介護サービスの提供を受け、又は受けようとしたとき。

4 指定介護機関の介護の方針及び介護の報酬

(1) 生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 52 条

（生活保護法第 54 条の 2 第 4 項の規定及び介護保険法及び介護保険法施行法の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成 11 年政令第 262 号）に基づき読み替えたもの。_____部分は読み替えた部分。）

（介護の方針及び介護の報酬）

第 52 条 指定介護機関の介護の方針及び介護の報酬は、介護保険の介護の方針及び介護の報酬の例による。

②前項に規定する介護の方針及び介護の報酬によることのできないとき、及びこれによることを適当としないときの介護の方針及び介護の報酬は、厚生労働大臣の定めるところによる。

(2) 生活保護法第 52 条第 2 項中の「厚生労働大臣の定めるところ」とは、以下のとおり。

生活保護法第 54 条の 2 第 4 項において準用する同法第 52 条第 2 項の規定による介護の方針及び介護の報酬（平成 12 年 4 月 19 日付厚生省告示第 214 号）（最終改正 平成 24 年厚生労働省告示第 181 号）

- ① 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成 11 年厚生省令第 37 号）第 127 条第 3 項第 3 号に規定する利用者が選定する特別な居室の提供及び同令第 145 条第 3 項第 3 号に規定する利用者が選定する特別な療養室等の提供は、行わない。
- ② 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 34 号）第 136 条第 3 項第 3 号に規定する入所者が選定する特別な居室の提供は、行わない。
- ③ 指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成 11 年厚生省令第 39 号）第 9 条第 3 項第 3 号に規定する入所者が選定する特別な居室の提供は、行わない。
- ④ 介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成 11 年厚生省令第 40 号）第 11 条第 3 項第 3 号に規定する入所者が選定する特別な療養室の提供は、行わない。
- ⑤ 指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成 11 年厚生省令第 41 号）第 12 条第 3 項第 3 号に規定する入院患者が選定する特別な病室の提供は、行わない。
- ⑥ 指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 35 号）第 135 条第 3 項第 3 号に規定する利用者が選定する特別な居室の提供及び同令第 190 条第 3 項第 3 号に規定する利用者が選定する特別な療養室の提供は、行わない。
- ⑦ 介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 51 条の 3 第 1 項に規定する特定入所者に対しては、同条第 2 項第 1 号に規定する食費の基準費用額又は同項第 2 号に規定する居住費の基準費用額を超える費用を要する食事又は居室の提供は、行わない。
- ⑧ 介護保険法第 51 条の 3 第 5 項に基づき特定入所者介護サービス費の支給があったものとみなされた場合にあつては、同条第 2 項第 1 号に規定する食費の負担限度額又は同項第 2 号に規定する居住費の負担限度額を超える額の支払を受けてはならない。
- ⑨ 介護保険法第 61 条の 3 第 1 項に規定する特定入所者に対しては、同条第 2 項第 1 号に規定する食費の基準費用額又は同項第 2 号に規定する滞在費の基準費用額を超える食事又は居室の提供は、行わない。

- ⑩ 介護保険法第 61 条の 3 第 5 項に基づき特定入所者介護予防サービス費の支給があったものとみなされた場合にあつては、同条 2 項第 1 号に規定する食費の負担限度額又は同項第 2 号に規定する滞在費の負担限度額を超える額の支払を受けてはならない。

5 生活保護法等指定介護機関の指導及び検査

(1) 指定介護機関に対する指導

生活保護法第 54 条の 2 第 4 項において準用する同法第 50 条第 1 項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第 14 条第 4 項の規定により行われるものです。

ア 目的 被保護者の処遇の向上と自立助長の資するため、生活保護法等による介護の給付が適正に行われるよう制度の趣旨、介護扶助等に関する事務取扱い等について周知徹底を図ることを目的とします。

イ 対象 生活保護法等指定介護機関

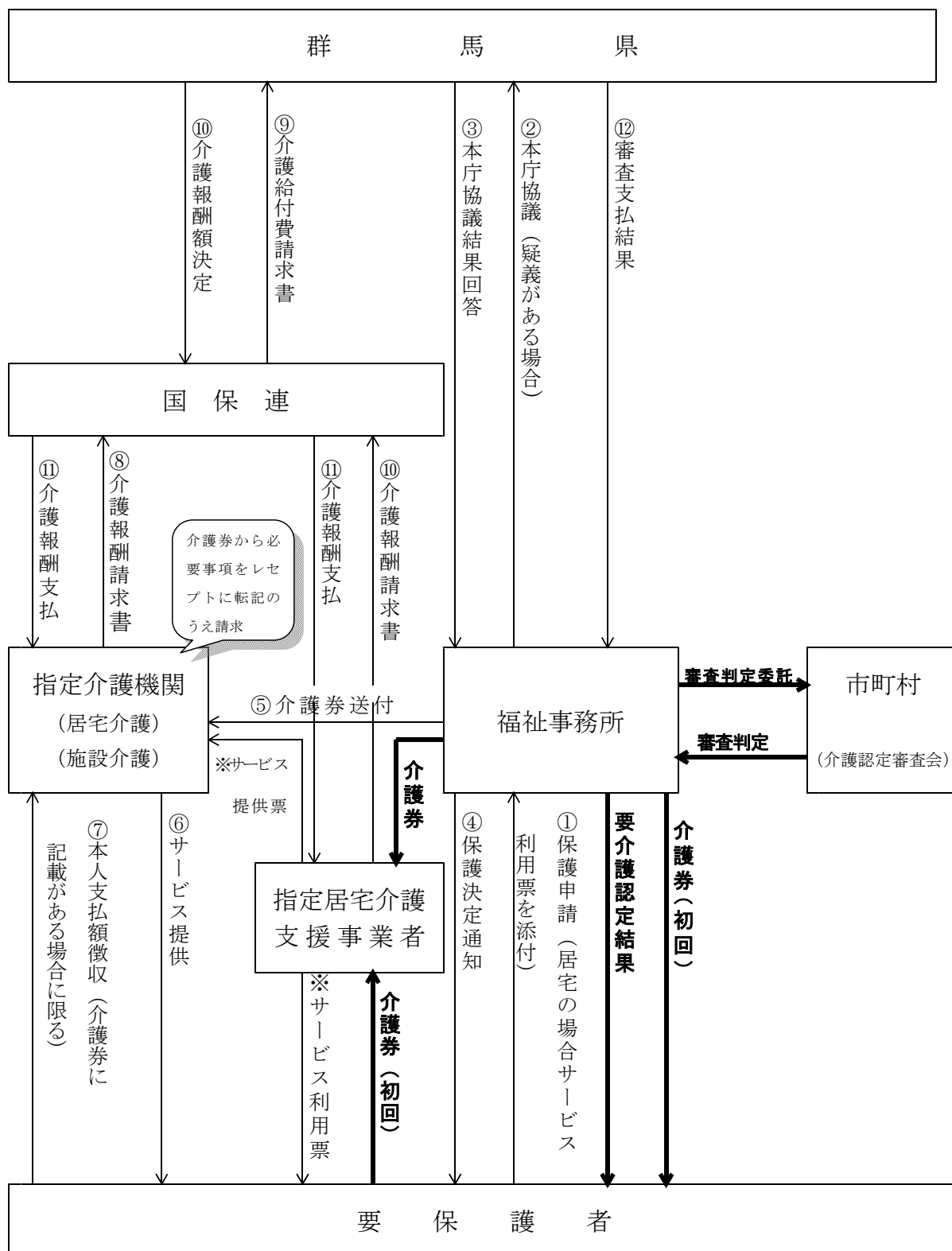
ウ 方法 一般指導……講習会等により行う。

個別指導……個々の介護機関について実地に、又は一定の場所に集合して行う。

(2) 指定介護機関に対する検査

個別指導の結果、検査を行う必要があると認められる指定介護機関、個別指導を受けることを拒否する指定介護機関又は不正若しくは不当があると疑うに足る理由のある指定介護機関に対し、生活保護法第 54 条の 2 第 4 項において準用する同法第 54 条第 1 項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第 14 条第 4 項の規定により行われるものです。

6 介護扶助事務の流れ



- (注) 1 **ゴシック体は被保険者以外の者(生保10/10負担)に係る手続き**
- ※は、介護保険上の仕組みであり、居宅介護のみ送付される。
 - 被保険者については、被保険者の申請に基づいて介護保険の要介護認定、介護サービス計画作成等の手続きが行われていることを前提としている。

7 介護券について

- ・ 介護券とは、指定介護機関が介護扶助に係る介護報酬を国民健康保険団体連合会（以下、「国保連」という。）に請求する際に必要な書類で、介護扶助の請求に必要な資格情報、本人支払額等が記載されています。
- ・ 介護券は、被保護者又は被支援者（利用者）を担当する福祉事務所から、直接、各指定介護機関あてに送付されます。
- ・ 各指定介護機関は、被保護者又は被支援者の介護を行うにあたっては、介護券の記載内容を確認のうえ、サービスを提供してください。
- ・ 介護券の「本人支払額」欄に金額が記載してあるときは、各事業者がその金額を被保護者本人から徴収してください。利用者負担と本人支払額の差額を介護扶助で支払います。
- ・ 指定介護機関は、介護券に記載してある情報を介護報酬明細書に転記して国保連に請求することになりますので、介護券から介護報酬明細書への転記は正確に行ってください。
- ・ 国保連へ介護報酬を請求する際、介護券の添付は不要です。
- ・ 各指定介護機関は、5年間は介護券を保管しておいてください。
その後は、各指定介護機関の責任において介護券を処分してください。

(介護扶助運営要領)

様式第3号

生活保護法介護券 (年 月分)

公費負担者番号		有効期間	日から	日まで
受給者番号		単独・併用別	単 独 ・ 併 用	
保険者番号		被保険者番号		
(フリガナ) 氏 名			生 年 月 日	性 別
			年 月 日生	1.男 2.女
要介護状態等区分	要支援1・2・経過的要介護・要介護1・2・3・4・5			
認定有効期間	年 月 日から		年 月 日まで	
居 住 地				
指定居宅介護支援 事業者・地域包括 支援センター名	事業所番号			
指定介護機関名	事業所番号			
居 宅 介 護 介 護 予 防	<input type="checkbox"/> 訪問介護 <input type="checkbox"/> 訪問入浴介護 <input type="checkbox"/> 福祉用具貸与 <input type="checkbox"/> 訪問看護 <input type="checkbox"/> 訪問リハ <input type="checkbox"/> 通所介護 <input type="checkbox"/> 通所リハ <input type="checkbox"/> 居宅療養管理指導 <input type="checkbox"/> 短期入所生活介護 <input type="checkbox"/> 短期入所療養介護 <input type="checkbox"/> 認知症対応型共同生活介護 <input type="checkbox"/> 特定施設入所者生活介護 <input type="checkbox"/> 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 <input type="checkbox"/> 夜間対応型訪問介護 <input type="checkbox"/> 認知症対応型通所介護	居 宅 介 護 介 護 予 防	<input type="checkbox"/> 小規模多機能型居宅介護 <input type="checkbox"/> 地域密着型特定施設入居者生活介護 <input type="checkbox"/> 複合型サービス	
		施 設 介 護	<input type="checkbox"/> 介護老人福祉施設 <input type="checkbox"/> 介護老人保健施設 <input type="checkbox"/> 介護療養型医療施設 <input type="checkbox"/> 地域密着型介護老人福祉施設	
		居 宅 介 護 支 援 介 護 予 防 支 援	<input type="checkbox"/> 居宅介護支援 <input type="checkbox"/> 介護予防支援	
		本人支払額	円	
地区担当員名	取扱担当者名			
	福祉事務所長 印			
備 考	介 護 保 険		あ り な し	
	そ の 他			

備考 この用紙は、A列4番白色紙黒色刷りとすること。

※中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく介護券を発行する場合は、表題を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく介護券」とすること。

8 県内福祉事務所一覧

	福祉事務所名	所在地	電話番号	生活保護 所管区域	保険者 番号
市 部	前橋市福祉事務所	371-8601 前橋市大手町 2-12-1	(027) 224-1111	前橋市内全域	12101010
	高崎市福祉事務所	370-8501 高崎市高松町 35-1	(027) 321-1111	高崎市内全域	12101317
	桐生市福祉事務所	376-8501 桐生市織姫町 1-1	(0277) 46-1111	桐生市内全域	12101614
	伊勢崎市福祉事務所	372-8501 伊勢崎市今泉町 2-410	(0270) 24-5111	伊勢崎市内全域	12102018
	太田市福祉事務所	373-8718 太田市浜町 2-35	(0276) 47-1111	太田市内全域	12102117
	沼田市福祉事務所	378-8501 沼田市下之町 888	(0278) 23-2111	沼田市内全域	12102216
	館林市福祉事務所	374-8501 館林市城町 1-1	(0276) 72-4111	館林市内全域	12102315
	渋川市福祉事務所	377-8501 渋川市石原 80	(0279) 22-2111	渋川市内全域	12102414
	藤岡市福祉事務所	375-8601 藤岡市中栗須 327	(0274) 22-1211	藤岡市内全域	12102513
	富岡市福祉事務所	370-2392 富岡市富岡 1460-1	(0274) 62-1511	富岡市内全域	12102612
	安中市福祉事務所	379-0192 安中市安中 2-13-7	(027) 382-1111	安中市内全域	12102711
	みどり市福祉事務所	376-0101 みどり市大間々町大間々 1511	(0277) 76-2111	みどり市内全域	12102810
郡 部	伊勢崎保健福祉事務所	372-0024 伊勢崎市下植木町 499	(0270) 25-5570	榛東村、吉岡町、 玉村町	12100012
	富岡保健福祉事務所	370-2454 富岡市田島 343-1	(0274) 62-1541	上野村、神流町、 下仁田町、南牧村、 甘楽町	12100020
	吾妻保健福祉事務所	377-0425 吾妻郡中之条町西中之条 183-1	(0279) 75-3303	中之条町、長野原町、 嬭恋村、草津町、 高山村、東吾妻町	12100079
	利根沼田保健福祉事務所	378-0031 沼田市薄根町 4412	(0278) 23-2185	片品村、川場村、 昭和村、みなかみ町	12100087
	館林保健福祉事務所	374-0066 館林市大街道 1-2-25	(0276) 72-3230	板倉町、明和町、 千代田町、大泉町、 邑楽町	12100046